

《判例研究》

公開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的による株主名簿閲覧・謄写請求とその拒絶事由

——東京地決平成二四・一二・二二金判一四〇八号五二頁——

大 川 俊

〔事案の概要〕

Y（債務者、株式会社アコディア・ゴルフ）は、ゴルフ場、ゴルフ練習場等のスポーツ・レジャー施設、温泉浴場施設、宿泊施設及び食堂等の経営、運営、管理及び売買並びにそれらの受託及びコンサルタント等を目的とする株式会社である。X（債権者、P G Mホールディングス株式会社）は、ゴルフ場の企画、建設、開発、所有、管理、運営及び経営等の事業を営む株式会社並びにこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を直接的又は間接的に保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする株式会社である。Xは、Yの株式を一株保有する株主である。訴外A（株式会社平和）は、Xの発行済株式総数の八〇・四六パーセントを保有している。また、Aの子会社である訴外B（株式会社オリンピア）は、Yの株式を一万九八九三株保有している。

平成二四年一月二六日、Xの代表取締役らは、Yに対し、XとYとの経営統合を提案し、その協議が同年三月中

旬頃まで行われた。しかし、Xの代表取締役らは、Yの代表取締役にコンプライアンス上の問題があるとの情報に接したとして、これを理由に、同年三月二二日、Yに対し経営統合に関する協議を停止する旨を通知した。平成二四年一月一六日、Xは、Yの普通株式について買付価格を一株八万一〇〇〇円、買付予定数及びその上限を五二万四一〇五株、買付予定数の下限を二〇万九三二四株、買付期間を平成二五年一月一七日までとする公開買付けを開始した(以下、「本件公開買付け」という)。平成二四年二月三日、Yは、本件公開買付けに反対意見を表明した。

平成二四年六月五日、Yは招集通知を発し、同月二八日及び二九日、第三三回定時株主総会(以下、「前回総会」という。)を開催した。上記招集通知に先立つ平成二四年四月二六日、Bほか七名のYの株主は、Yの株主委員会を組織し、同日Yに対し前回総会における議案として取締役八名及び監査役二名の選任議案(以下、「株主提案議案」という。)を提出した。株主委員会は、株主提案議案の提出後、株主向けの説明会を開催したり、ウェブサイトに文書を掲載するなどして、Yの株主に対して情報を発信するとともに、Yの株主名簿の記載情報(Bが平成二四年四月二〇日付で行った閲覧謄写請求により入手したもの)を用いて、Yの株主に対して委任状を送付し、議決権の代理行使の勧誘を行った。これに対して、Yは、Yの株主に対し、平成二四年五月三〇日付で「株主の皆様へ」と題する書面を送付し、株主委員会による説明会の案内に感じないよう告げたほか、Yの株主に向けた説明会を開催したり、Yのウェブサイトに文書を掲載するなどして、Yが提案する取締役及び監査役の選任議案に賛成するよう呼びかけた。前回総会においては、取締役と監査役のいずれについてもYの提案議案が可決され、株主提案議案は否決された。

平成二四年二月五日、Xは、①Yの株主に対し本件公開買付けへの応募を勧誘するために、Yの株主名簿(以

下、「本件株主名簿」という。)に記載されている株主の氏名・住所等を把握すること(以下、「公開買付勧誘目的」という。)、及び、②Yが臨時株主総会を開催した場合にYの株主に対して議決権の代理行使を勧誘するために、本件株主名簿に記載されている株主の氏名・住所等を把握すること(以下、「委任状勧誘目的」という。)という目的をもって、Yに対し同月七日午後二時を回答期限として本件株主名簿の閲覧謄写を求めた。しかし、Yは、上記期限までに閲覧謄写を認める旨の回答をしなかった。そこで、Xは、会社法一二五条二項に基づき、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分申立てを行った。これに対し、Yは、本件株主名簿の閲覧謄写請求(以下、「本件閲覧謄写請求」という。)については会社法一二五条三項各号所定の拒絶事由があるとして、被保全権利の存在及び保全の必要性について争った。

本件の争点は、①本件閲覧謄写請求は「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」(会社法一二五条三項一号)によるものか(争点(一))、②本件閲覧謄写請求は「当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的」(会社法一二五条三項二号)によるものか(争点(二))、③本件閲覧謄写請求につき、「請求者が当該株式会社業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」(会社法一二五条三項三号)に該当するか(争点(三))、④保全の必要性が認められるか(争点(四))の四点である。

〔決定要旨〕

申立認容。

一 争点(一) 会社法一二五条三項一号該当性について

「……株主が他の株主から株式を譲り受けることは、株主の権利の確保又は行使と密接な関連を有するものといえ、このような株式譲受けの目的で現在の株主が誰であるかを確認することは『株主の権利の確保又は行使に関する調査』に該当する。

……したがって、公開買付勧誘目的は、『株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』とはいえない。

……株主が株主総会において議案を提出したり、議決権を行使することは株主権の行使にほかならないところ、議決権の代理行使を勧誘するなど、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で行うものと評価すべきである。

したがって、委任状勧誘目的は、『株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的』とはいえない。」

二 争点(二) 会社法一二五条三項二号該当性について

「……Yは、XがYの株価や名誉・信用を低下させる目的(以下、『毀損目的』という。)で本件閲覧謄写請求を行っている」と主張するが、これを認めるに足りる疎明はない。

……Yは、……株主委員会が、前回総会に関し積極的にYを攻撃する情報発信を行ったこと……、Xが、BからYの株主情報を取得して、前回総会に関し不当な勧誘行為を行ったこと……〔を〕主張するが、Xが本件株主名簿の記載情報を毀損目的に利用するおそれがあるということはできず、Yの主張は採用できない。

……XにはYの株価や名誉・信用を低下させるインセンティブがあることから、Xが本件株主名簿の記載情報を

毀損目的に利用するおそれがあると主張するが、同主張は、企業買収における買収者にとってみれば買収に要する費用は安価な方がよいことを述べるものによらず、そのようなインセンティブがあることのみをもって、Xがかかる行為をするおそれがあるものとはいえない。

……Yは、X……がYの代表取締役……のコンプライアンス上の問題を利用し、Yの株価を低下させ、それに乗じて本件公開買付けを行っている等の事情を……主張するが、いずれも、毀損目的……を推認させるに足りない。

……以上によれば、Xが毀損目的で本件閲覧謄写請求を行ったものとは認めることができず、したがって、本件閲覧謄写請求につき、会社法一二五条三項二号に該当するものとはいえない。」

三 争点(三) 会社法一二五条三項三号該当性について

「……会社法一二五条三項は、株主等の権利行使が権利濫用にわたることがあることから、会社が株主等による株主名簿の閲覧謄写請求を拒絶し得る場合を明らかにすると同時に、会社が濫用防止に名を借りて株主等の正当な権利行使を妨げることを防ぐため、閲覧謄写請求を拒絶し得る場合を同項各号所定の事由がある場合に限定する規定であると解されるところ、会計帳簿の場合(会社法四三三条二項三号)とは異なり、株主構成に関わる情報が記載されているにすぎない株主名簿の場合には、単に請求者が競業者であるというだけでは、その閲覧謄写によって得られた情報が競業に利用されて会社が不利益を被る危険性が高いということではできず、典型的に権利濫用のおそれがあるということではできない。

また、請求者が競業者に当たるという形式的な理由のみで株主名簿の閲覧謄写を拒絶することが許されるとすると、このような請求者である株主が少数株主権の行使や議決権の代理行使の勧誘等を行うことが困難となるばかり

か、株主が競業者か否かによって、これらの権利行使の可否や難易が左右されるという不合理な結果を招くこともなりかねない。

上記の観点に照らせば、会社法一二五条三項三号の『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき』（以下、同号の定める競争関係を『実質的競争関係』という。）とは、単に請求者が会社の業務と競争関係にある事業を営むなどしているだけではなく、株主名簿の記載情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質・態様で営まれている事業について、請求者が会社と競争関係にある場合に限られると解するのが相当である。

……以上の見地からすると、……X及びYは、いずれも、自ら又は子会社等を通じてゴルフ場の運営を行うことを主たる事業としており、両者は形式的には競争関係にあるといえるものの、……同事業が、株主名簿の記載情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質・態様で営まれているものとはいえず、XがYと実質的競争関係にあるとはいえない。

……以上によれば、本件閲覧謄写請求について会社法一二五条三項各号に掲げる閲覧謄写請求の拒絶事由があるとはいえず、被保全権利である本件株主名簿の閲覧謄写請求権を一応認めることができる。」

四 争点(四) 保全の必要性の有無について

「……公開買付けの成否は、最終的には、個々の株主の選択によって決せられるべきものであるところ、買付者と対象会社の双方が、直接、株主に対し自らの提案内容等を説明したり、株主との間で対話・交渉を行う機会が公平に確保されていることは、株主が多様な情報を踏まえた上で公開買付けに応募するか否かを的確に判断すること

に資するものであるから、株式公開買付けの場面においては、対象会社の株主に直接接触し、個別の勧誘行為を行うことは、買付者にとって、重要な意義を有するものといえる。

取り分け、本件においては、……本件公開買付けの対象会社であるYは、文書を送付したり、説明会を開催するなど、Y株主に対し直接働き掛ける方法により、本件公開買付けに応募しないよう説得を行い、又は行う予定であること、……Y株主の数は五万人を超え、最大株主でもわずか六・二パーセントの株式を有しているにすぎず、株主が分散しているために、Xの予定どおり本件公開買付けを成立させるためには、多数のY株主がこれに応ずる必要があることに鑑みると、XがY株主に直接接触できるか否かは、本件公開買付けの成否に重大な影響を及ぼす可能性があるものといえる。また、……Yの株主構成等に照らせば、Xは、Y株主のうち、Yの発行済み株式総数の半数にも満たない株主の情報しか把握できていないものと考えられるから、XがY株主に対し個別に接触し勧誘するためには、本件株主名簿に記載された株主の氏名、住所等を把握する必要性が高いといふべきである。

……他方で、株主名簿は、会社法上、その備置きが要求されており、株主であれば、原則として、いつでもその閲覧謄写を請求できる性質のものであり、それにより会社に何らかの損害が発生することは通常考え難い上、本件においては、……XがY株主の個人情報を開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的以外に利用しないことを誓約しているから、Xに本件株主名簿を閲覧謄写させることにより、Yに何らかの損害が生ずるとは解されない……。

……そして、本件公開買付けの期間が平成二五年一月一七日までとされており、同日までに本案判決を得て本件株主名簿の閲覧謄写を行うことは事実上不可能であることに照らせば、Xは、現時点で株主名簿の閲覧謄写をすることができなければ、本件公開買付けにおいてY株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失することが明らかで

ある。

……以上の諸事情を総合的に考慮すれば、本件においては、Xが、Y株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失すること自体が、Xにとって『著しい損害』となるものと評価することができ、本件においては、Xに生ずる著しい損害を避けるため、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分命令の必要があるものと一応認められる。

……以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件申立てにつき、保全の必要性を肯定することができる。」

〔検討〕

本決定の結論及び理論構成に賛成する。

一 はじめに

近年、敵対的企業買収に関連して、委任状の勧誘や公開買付けの勧誘等の目的で買収対象会社の株主名簿の閲覧謄写を請求する事例が増えている。その際、買収対象会社は当該請求を拒絶することが多いことから、買収者は裁判所に対して買収対象会社の株主名簿の閲覧謄写を求める仮処分を申し立てることになる。このような状況の下、本決定は、Yの株主でありYの発行する株式について公開買付けを開始したXがYの株主名簿の閲覧謄写の仮処分を求めた事案において、Xの公開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的等は会社法一二五条三項一―三号の拒絶事由に該当しないこと(争点(一))、(三)、及び、保全の必要性を認めたものである(争点(四))。

以下では、まず、会社法一二五条三項は平成一七年の会社法制定時に新たに設けられた規定であることから、平成一七年改正前商法(以下、「旧商法」という。)での議論も踏まえ、その制定の経緯を概観し、同項所定の拒絶事由に関する解釈論上の問題点を整理する。次いで、特に同項三号の解釈に関する従来の裁判例の判断やそれに対する学説の評価を紹介する。以上を基に、各争点に対する本決定の意義及びその判断の妥当性を検討する。最後に、残された課題を提示する。

二 株主名簿に関する会社法規定

株主名簿とは、株主とその持株等に関する事項を記載するため、株式会社を作成が義務づけられる帳簿である(会社法一二一条)⁽¹⁾。会社法は、株主名簿につき、その備置義務(会社法一二五条一項)、株主等による閲覧謄写請求(同条二項)及びこれに対する会社側の拒絶事由(同条三項)を定めている。会社法一二五条一項及び二項は旧商法二六三条を引き継いだ規定であるが、同条三項は会社法において新たに設けられた規定で、会計帳簿閲覧謄写請求に係る会社側の拒絶事由(会社法四三三条二項)とほぼ同一の内容が定められている。⁽²⁾

三 旧商法の下での請求の拒絶

旧商法の下、株主名簿の閲覧謄写請求に対する会社側の拒絶事由の定めはなかったが(旧商法二六三条三項参照)、その請求が不当な意図・目的によるものであるなど、株主としての権利を濫用するものである場合には、会社は当該請求を拒絶することができると解されてきた。⁽³⁾

裁判例においては、①いわゆる総会屋により新聞等の購読料の支払いを打ち切ったことに対する報復として行わ

れた請求(最判平成二・四・一七金判八六七号一四頁)⁽⁴⁾、②政党の政策審議会事務局長の地位にある株主により同政党の政治活動と符節を合わせて行われた請求(東京高決平成元・七・一九判時一三二二号一五六頁)⁽⁵⁾、③株主としての力を守る目的ではなく、会社及びその取締役の信用失墜を目的とした請求(長崎地判昭和六三・六・二八判時一二九八号一四五頁)⁽⁶⁾、④株主名簿の閲覧謄写請求を行う前二年内に他の会社の株主名簿の閲覧謄写請求を行い取得した情報を利益を得て他に通報した者による請求(東京高判昭和六二・一一・三〇判時一二六二号一二七頁)⁽⁷⁾等が、いずれも正当な目的を欠き濫用的な請求にあたる⁽⁸⁾とされてきた。

しかし、旧商法の下、このような請求者の主観的意図である「正当な目的」の存否に関する立証責任は会社側にあると解されていた⁽⁹⁾ことから、会社が濫用的な請求権の行使を拒絶することは事実上困難であることが指摘され⁽¹⁰⁾、会計帳簿閲覧謄写請求の拒絶事由を定めた旧商法二九三条ノ七を類推適用することは是非が論ぜられてきた⁽¹¹⁾。また、立法論としても、平成二年の商法改正に際して、特に会社側の立証責任の負担軽減等を目的として、立証責任を逆にし、株主名簿の閲覧謄写を求めるとは、それを必要とする正当な理由の存在を明らかにすることや、閲覧謄写には裁判所の許可を要することと等の提案がなされたが、いずれも株主の最も基本的な権利の一つである株主名簿閲覧謄写請求権に安易に制限を加えることには問題があるとして、立法化には至らなかった⁽¹²⁾。

四 会社法一二五条三項の立法経緯とその問題点

このような状況の下、会社法は、株主名簿の閲覧謄写請求に対する会社側の拒絶事由を会計帳簿の閲覧謄写請求の拒絶事由を定めた会社法四三三条二項に倣う形で列挙することとした。その趣旨は、立法担当者の解説によれば、株主名簿の閲覧謄写請求については、旧商法の下においても、いわゆる名簿屋が経済的な利益を得るために株主名

簿を入手するという弊害や、プライバシー保護の観点からの問題点が指摘されていたことから、このような観点から、会社法一二五条三項において同請求に対する拒絶事由を明文化したと説明される⁽¹³⁾。また、会社法一二五条三項三号については、株主名簿からも株式会社の資本政策等に係る情報が把握されうることから、会計帳簿閲覧謄写請求に係る拒絶事由(会社法四三三条二項三号)との平仄を考慮したものであると説明される⁽¹⁴⁾。しかし、その立法の仕方や経緯については、以下のような問題点が指摘されている。

1 プライバシー保護について

まず、プライバシー保護の問題については、確かに、株主名簿の閲覧謄写請求がなされることにより他の株主のプライバシーが侵害されることは全くないとは言いつれず、この場合、会社に情報管理者として損害賠償責任が追及される可能性があることは否定できない⁽¹⁵⁾。しかし、このような弊害は、会社法一二五条三項三号が定める請求者が競業者である場合に限って生じるものではないことから、競業者であることを拒絶の要件とすることには問題⁽¹⁶⁾あり、また、プライバシーの保護を問題とするならば、社債原簿の閲覧謄写請求を定める会社法六八四条三項においても同様の拒絶事由を定める必要があるが、同条にはそのような定めはなく、規定上の一貫性を欠く等の指摘⁽¹⁷⁾がなされている。

2 名簿屋排除について

名簿屋への売却等による株主名簿の閲覧謄写請求権の濫用の問題については、そのような懸念が生じる可能性があることは否定できないが、これも競業者に固有の問題ではなく、会社法一二五条三項三号以外の拒絶事由の解釈

により請求を拒絶することが可能である等の指摘がなされている。⁽¹⁸⁾

3 会社法一二五三条三項三号の解釈について

会社法制定の経緯においては、会社法一二五三条三項二号及び三号の拒絶事由は、要綱試案⁽¹⁹⁾及び要綱案⁽²⁰⁾のいずれにおいても、その制定は予定されておらず、国会に提出された法案の段階になって初めて登場したものである⁽²¹⁾。そして、特に会社法一二五三条三項三号については、同項の立法趣旨に対する前記の疑義を背景として、「当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」なる文言を如何に解すべきかが問題となり、目的要件を明文化した同項一号及び二号や拒絶事由を具体的に規定した同項四号及び五号に比べて、会社の業務と実質的競争関係にある事業を営むという事実の存在だけを拒絶事由としている点につき多くの批判が加えられている⁽²²⁾。現在、このような立場は通説化し、立法論としては削除すべきとの見解が多数を占めている⁽²³⁾。

五 会社法一二五三条三項三号に関するこれまでの学説・判例

会社法一二五三条三項三号については、このような問題点等の指摘がなされてきたものの、同規定が存在する以上、現行法の下では、株主名簿の閲覧謄写請求のうち、特に会社と競争関係にある者からの請求については、制度の趣旨や目的に沿って適切かつ慎重な運用が求められるべきとの理解の下、以下のような解釈が試みられてきた⁽²⁴⁾。

1 A説 主観的要件不要説

この説は、請求者と会社との間に客観的に競争関係が存在すれば足り、請求者の主観的意図は全く問題とならな

いと解する説であり、会計帳簿閲覧謄写請求の拒絶事由をめぐる従来の通説でもある⁽²⁵⁾。この説は、会社法一二五条三項三号の「当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」なる文言を形式的に解釈する立場である。その理由としては、①同項三号は、同項一号及び二号とは異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件として規定しないこと⁽²⁶⁾、②請求者の主観的意図を立証することは困難であること、③会計帳簿の閲覧謄写請求の拒絶事由の解釈としても、請求者と会社との間に競争関係があれば、会社は甚大な被害を被る危険性があるため、法はこれを未然に防止するために一律に閲覧謄写請求を拒絶できる旨を規定したものであること等が挙げられる。この説に基づく判断を行った裁判例は、以下の四件である。

〔①決定〕 テーオーシー事件（東京地決平成一九・六・一五資料版商事法務二八〇号二二〇頁）⁽²⁸⁾

【事案の概要】

本件は、その孫会社が不動産賃貸業務において競争関係にある請求者が公開買付勧誘目的の下に会社に対して株主名簿の閲覧謄写を求めた事案である。

【決定要旨】

裁判所は、「……会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、会計帳簿及び株主名簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものと理解されている。そうだとすると、請求者が株式会社と競争関係にある会社の親会社であるような場合に、請求者自身が競争関係にある事業を営んでいないとして、会社法一二五条三項三号所定の拒絶事由に該当しないと解するのは、上記の会社法の制定の経緯に沿うものということはできない。」と判示し、請求者の申立てを却下した。

【評価】

本件の判断については、立法担当者の解説に忠実に従い、会計帳簿の閲覧謄写請求に係る拒絶事由を定める会社法四三三条二項三号との平仄を確保しようとしたものと理解されているが、株主名簿から得られる情報は、会計帳簿とは異なり、競争に利用される虞は想定し難く、また、濫用の虞も著しく少ないことから、条文の形式的解釈によつて一律に競争関係であることのみをもつて株主名簿の閲覧謄写請求を拒絶できるとすることは合理的でなく、株主の権利を安易に奪うことになり妥当でないとの批判や、このような判断を正当化することは、本件における請求者のように、会社の支配権の争奪を目的とする株主は一般に会社と競争関係にある場合が多く、他の株主に対する支配権の争奪という意見表明の機会を不当に奪うことになり妥当でないとの批判がなされている。

② 決定) 日本ハウズイング事件・第一審決定(東京地決平成二〇・五・一五金判一二九五号三六頁)⁽³¹⁾

【事案の概要】

本件は、不動産の売買・賃貸・マンション管理等の業務において競争関係にある請求者が、事業提携・事業統合の申し入れを拒否されたため、会社に対し取締役の選任等を内容とする株主提案を行い、これに関する委任状を勧誘する目的をもつて株主名簿の閲覧謄写を求めた事案である。

【決定要旨】

裁判所は、会社法一二五条三項三号の「…趣旨は、他の競争者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競争に利用されて株式会社利益を害するおそれがあるから、これを防止することにありと解される。そして、同号は、同項一号及び二号と異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件とし

て規定していない。このような同項三号の趣旨及び文言に照らせば、同号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、当該株式会社は閲覧等の請求を拒むことができることを定めたものと解するのが相当であり、それ以上に、株主情報が競争に利用されたり、株主のプライバシーが侵害される現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とするとは解されない。また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできない。さらに、同号の『実質的に競争関係にある事業』について、債権者が主張するように当該株式会社の株主情報が有用性ある秘密と認められる事業に限定されると解すべき理由はなく、このように解することはできない。」と判示し、請求者の申立てを却下した。

【評価】

本件は、主観的要件不要説に立ち、会社法一二五条三項三号の文言を形式的に解釈し、会社と競争関係にあるという客観的事実の存在のみをもって株主名簿の閲覧謄写請求を否定するものであり、「①決定」と同様の批判が妥当しうる。

③決定 大盛工業事件(東京地決平成二二・七・二〇金判一三四八号一四頁)³²⁾

【事案の概要】

本件は、土木工事・建築工事等の請負や不動産の売買・賃貸等の業務において競争関係にある請求者が、提携強化のため取締役の受け入れを申し入れたもののこれが拒否されたため、取締役選任に関する株主提案を予定し、これに賛同する委任状を商品券の提供を約束して勧誘するべく、株主名簿の閲覧謄写の仮処分を申立てを行ったが、

会社が会社法一二五条三項二号及び三号を理由に被保全権利の存在及び保全の必要性を争った事案である。

【決定要旨】

裁判所は、「〔商品券の提供という〕……委任状勧誘の方法に問題があるからといって、そのみで直ちに委任状勧誘のために行われた株主名簿の閲覧謄写請求自体が会社法一二五条三項二号の定める権利濫用にわたる目的に基づいて行われたものであるということとはできない。……〔会社法一二五条三項三号にいう〕……『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき』とは、単に請求者が株式会社の業務と形式的に競争関係にある事業を営むなどしているというだけでは足りず、例えば、株式会社が得意先を株主としているため、競業者に株主名簿を閲覧謄写されると、顧客情報を知られて競業に利用されるおそれがある場合のように、株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれている事業について、請求者が当該株式会社と競業関係にある場合に限られると解するのが相当である。」と判示し、請求者の申立てを認容した。

【評価】

本件は、主観的要件不要説に立ちつつも、会社法一二五条三項三号にいう「競争関係」の意義を「株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれている事業」に限られるとの立場を示すものである。本件の判断に対しては、「①決定」及び「②決定」のように「競争関係」を形式的に捉えるのではなく、会社と競業関係にある株主に株主名簿の閲覧謄写を認めるリスクと、これを拒絶した場合に被る会社側の利益とを比較衡量し、「競争関係」を実質的に判断しようとした点が評価されている³³⁾。

ただ、その一方で、本件の判断については、主観的要件不要説に立ち、文理解釈を基本としつつ、会計帳簿の閲

閲覧謄写請求に係る拒絶事由との整合性を図るならば、「競争関係」の意義を縮小解釈するほかなく、後述(⑤決定)の判断と同様、会社法一二五条三項三号を形式的に適用することの不合理を考慮した上での苦肉の策であったとも評されている。⁽³⁴⁾そこで、このような観点からは、株主提案や委任状勧誘といった株主権の行使に直結する株主名簿の閲覧謄写請求の意義及び濫用的権利行使の排除という会社法一二五条三項の趣旨に鑑み、「競争関係」に実質的な絞りをかけるのではなく、むしろ閲覧謄写によって得られる情報が競争関係に利用される虞があるか否かに基づいて判断すべきであったとして、結論には賛成しつつもその理論構成については批判がなされている。⁽³⁵⁾

(④判決) 株式会社名簿閲覧謄写等請求事件(東京地判平成二二・一二・三判タ一三七三三三二頁)

【事案の概要】

本件は、建築工事や不動産の売買・賃貸・仲介・所有・管理等を目的とするYの株主Xが、株主名簿の記載が正確であることを確認するため、Yの株主名簿の閲覧謄写等を請求した事案である。本件において、Xは建築工事や不動産の売買等の業務において競業関係にある訴外Aの株主でもあったことから、Yは会社法一二五条三項三号を根拠に同請求を拒絶しようと主張した。

【判旨】

裁判所は、会社法一二五条三項三号にいう「……『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき』とは、単に請求者が株式会社の業務と形式的に競争関係にある事業を営むなどしているというだけでは足りず、例えば、株式会社Aが得意先を株主としているため、競業者に株主名簿を閲覧謄写されると、顧客情報を知られて競業に利用されるおそれがある場合のように、株主名簿に記載されてい

る情報が競業者に知られることによつて不利益を被るような性質、態様で営まれている事業について、請求者が当該株式会社と競業関係にある場合に限られると解するのが相当である。」と述べた上で、Yの事業について、株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによつて不利益を受けるような性質、態様で営まれているものであることを認めるに足りる証拠はなく、同項三号所定の拒絶事由があるということとはできないとして、Xの請求を認めた。

【評価】

本件は、「③決定」の判断を踏襲し、主観的要件不要説に立ちつつ会社法一二五条三項三号の「競争関係」の意義を縮小解釈する立場を採るものであるから、「③決定」の判断に対する評価及び批判がそのまま妥当する。

2 B説 主観的意図推定説

この説は、株主名簿の閲覧謄写を請求する者と会社とが競業関係にある場合には、請求者は情報を競業のために利用する意図を有すると推定されることから、本来会社が負うべき不当目的や権利濫用目的に関する立証責任が請求者側に転換されると解する説である。³⁶⁾

この説によれば、会社法一二五条三項一号及び二号を、不当目的に基づく濫用的な請求を拒絶することができるという当然のことを規定した確認規定であると解し、その上で、同項三号は、同項一号及び二号の特則として、請求者の側に不当目的の立証責任を転換した規定であると理解する。その理由としては、①一般に請求者の不当目的や濫用目的を証明することは困難であること、②請求者が会社と競業関係にある場合には、会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で閲覧謄写を請求する虞があるので、競業者が閲覧謄写を請求する場合にその者に不正な

目的があると推定する合理性があること等が挙げられる。そして、この説によれば、請求者が会社と競業関係にある場合でも、当該請求が正当な目的であることを請求者の側において立証すれば、会社は当該請求を拒絶することはできなくなる。⁽³⁷⁾ この説に基づく判断を行った裁判例は、以下の一件である。

〔⑤決定〕 日本ハウズイング事件・抗告審決定（東京高決平成二〇・六・一二金判一二九五号一二頁）⁽³⁸⁾

【事案の概要】

本件は、前記〔②決定〕の抗告審である。

【決定要旨】

裁判所は、まず、会社法一二五条三項三号の趣旨を、「……株主であっても、その株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営〔む〕……ものである場合には、株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で……請求を行うおそれがあるから、そのような不当な目的の請求に対する拒絶事由を類型化」したものであると解し、そのことに一定の合理性が認められるとする。次に、会社法一二五条三項一号及び二号については、「……株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営〔む〕……ものであると否とを問わず、当該請求を行う株主……がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき（同項一号）、あるいは株主……が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき（同項二号）には、権利を濫用するものとして株式会社が当該請求を拒むことができることは、……明文の規定を俟たなくとも当然のことであり、上記各号は確認的に規定」したものであるとし、その上で、「……株主……が上記のいずれかに該当することを株式会社が証明することは必ずしも容易なことではないことにかんがみ」、同項三号については、

「……当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的でこれを行っていると推定することに一定の合理性を肯定することができることを併せ考慮して、同項一号及び二号の特則として同項三号が設けられたと考えられる」とする。そして、同項三号は、「……請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む」……ものであるときには、株主……がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り……、株式会社は……請求を拒むことができることとしたものであり、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に該当することを証明すべき責任を上記のとおり転換することを定める旨の規定であると解するのが相当である。」として、請求者の申立てを認容した。

【評価】

本件は、株主名簿の閲覧謄写請求の趣旨や目的に照らして、会社法一二五条三項三号の意義を検討するとともに、同項三号は同項一号及び二号の特則規定であり、拒絶事由の証明責任を会社から株主へ転換する規定であると理解し、会社と競業関係にある株主が権利の確保又は行使に関する調査の目的であることを証明した場合には、会社は株主名簿の閲覧謄写を拒絶することはできないとして、主観的意図推定説に立つことを明らかにしたものである。その理由として、本件は、株主が競業関係にある場合には、会社の犠牲において自己の利益を図る目的で株主名簿の閲覧謄写請求を行う虞があること、及び、請求者が会社法一二五条三項一号及び二号に該当することを会社側が証明することが困難であることを挙げる。

しかし、本件の判断については、株主名簿の情報、通常は競業者に有益なものであるとはいえず、競業に利用される虞はほとんどないことから、請求者が競業者である場合について特に会社側の立証の困難性に配慮して請求者の不当目的を推定する理由はないとの批判がなされている。⁽³⁹⁾ すなわち、取引先が株主である場合等において、株

主名簿の情報が競業に利用される虞を重視し、株主名簿に有利な情報が含まれていない場合までも含めて一般的に競業者の不当目的を推定することは適切ではないとの批判である。⁴⁰⁾

従って、本件の判断については、結論において、会社と競業関係にある株主による株主名簿の閲覧謄写請求を裁判所として初めて認めたこと、及び、主観的要件不要説を批判し、会社法一二五条三項三号を同項一号及び二号の特則規定と位置づける解釈を行ったことに意義を認めることができる。

3 C 説 主観的要件必要説

この説は、会社法一二五条三項三号は、同項一号及び二号と同様、株主名簿の閲覧謄写請求が濫用目的によつて行われた場合、会社は当該請求を拒絶できるという当然のことを規定した確認規定であるにすぎず、当該請求によつて得られる情報が競業のために利用される虞のあることを会社が立証した場合に限り、会社は当該請求を拒絶することができる⁽⁴¹⁾と解する説である。この説に基づく判断を行った裁判例は見受けられないが、「③決定」、「④判決」及び「⑤決定」の理論構成を改める立場から主張されてきた説であり、会社法一二五条三項三号の解釈における現在の到達点を示したものと見える。

六 本決定の判断

以上の裁判例及び学説の立場を前提に、本決定の意義及びその判断の妥当性を検討する。

1 争点(一) 会社法一二五条三項一号該当性について

本決定は、Xの公開買付勧誘目的及び委任状勧誘目的は、いずれも会社法一二五条三項一号という「株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」には該当しないと判断するものであり、その判断は妥当である。

まず、公開買付勧誘目的については、「①決定」が、保全の必要性の判断との関連において、株主名簿の閲覧謄写が認められないため公開買付けが不成立に終わった場合に著しい損害を被るといふ請求者の主張を斥けており、これは、公開買付勧誘目的が同項一号に該当しないと前提に立つものである⁽⁴²⁾。この点を考慮したかどうかは不明であるが、本決定は、公開買付勧誘目的は同項一号には該当しないことを正面から認めるものであり、この点に新規性が認められる⁽⁴³⁾。本決定も指摘するように、公開買付けを含む株式の譲り受けは、本来的に株主の権利の確保又は行使の実効性を高める最も有力な方法であり、株主の権利の確保又は行使に密接に関連することから、株式を譲り受ける目的で現在の株主が誰かを確認することは、まさに同項一号にいう「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の目的に該当するといえよう。

次に、委任状勧誘目的については、「③決定」及び「⑤決定」において、同目的が同項一号には該当しないことを前提とした判断を下しており、本決定もこの立場を踏襲している⁽⁴⁴⁾。本決定も指摘するように、株主総会における議案の提出や議決権の行使は株主権の行使にほかならないところ、議決権の代理行使を勧誘するなど、自己に賛同する同士を募る目的で株主名簿の閲覧謄写を請求することは、同項一号にいう「株主の権利の確保又は行使に関する調査」の目的に該当するといえよう。

2 争点(二) 会社法一二二五条三項二号該当性について

会社法一二二五条三項二号については、会社の業務の運営又は株主の共同の利益を害することが権利濫用として認められないことは言うまでもなく、このことを確認したのが同号であると同理解されており、⁽⁴⁵⁾〔⑤決定〕においても同項三号の趣旨を検討する際の前提として同様の解釈が示されている。また、同項二号については、〔③決定〕が、「……例えば、著しく多数の株主等がえて同時に閲覧謄写を求めたり、ことさらに株式会社社に不利な情報を流布して株式会社の信用を失墜させ、又は株価を低下させるなどの目的で閲覧謄写を求める場合」などがこれに当たるとした上で、「……株主が株式会社に対して業務提携を提案し、その一環として……株主提案を行い、賛同者を募る目的で委任状勧誘を行うために株主名簿の閲覧謄写を請求した」ことは、同項二号に該当するとはいえないと述べている。本決定において、Yは、Xによる株主名簿の閲覧謄写請求にはYの株価や名誉・信用を低下させる目的(毀損目的)があり、これが同項二号の拒絶事由に該当すると主張するが、裁判所はこのような目的を推認させる疎明はなされていないとして、Yの主張を斥けている。〔③決定〕を前提としたものと考えられ、その判断は妥当である。

3 争点(三) 会社法一二二五条三項三号該当性について

前述のように、会社法一二二五条三項三号の解釈については、同号に該当するという客観的事実の存在のみをもって足りるとするのか(A説・主観的要件不要説)、競業に利用する意図も必要とし、その立証責任を株主に転換させるのか(B説・主観的意図推定説)、又は、競業に利用する意図も必要とし、その立証責任を原則どおり会社に負担させるのか(C説・主観的要件必要説)という見解の対立がある。

主観的要件不要説を採用する〔①決定〕及び〔②決定〕に対しては、株主による濫用の虞が少ない場合にまで会社に株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶を認めることは、株主の権利行使の機会を不当に奪うことになり妥当でないとの批判が出されていたところ、〔③決定〕及び〔④判決〕は、同じく同説に立ちつつも、このような批判を考慮し、同項三号にいう「競争関係」の意義を「株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれる」場合に限定して解釈し、妥当な解決を図っている。本決定も、同説に立ちつつ、〔③決定〕及び〔④判決〕と同様の言い回しにより、同項三号の文言を縮小解釈する立場を採っている。その理由として、第一に、「……会計帳簿の場合……とは異なり、株主構成に関わる情報が記載されているにすぎない株主名簿の場合には、単に請求者が競業者であるというだけでは、その閲覧謄写によって得られた情報が競業に利用されて会社が不利益を被る危険性が高いというだけではできず、定型的に権利濫用のおそれがあるというだけではできない。」として、〔③決定〕及び〔④判決〕と同様の理由を挙げる。また、第二に、「……請求者が競業者に当たるといふ形式的な理由のみで株主名簿の閲覧謄写を拒絶することが許されるとすると、このような請求者である株主が少数株主権の行使や議決権の代理行使の勧誘等を行うことが困難となるばかりか、株主が競業者か否かによって、これらの権利行使の可否や難易が左右されるという不合理な結果を招くことにもなりかねない。」ことを挙げる。本決定は、〔③決定〕及び〔④判決〕の判断を踏襲し、主観的要件不要説に立ちつつ「競争関係」を縮小解釈しなければならぬ理由として、委任状勧誘目的の達成が困難になることを挙げ、この点に親規性を認めることができる。

なお、本決定は、会社法一二五条三項三号について、〔③決定〕及び〔④判決〕と同様、主観的要件不要説に立ちつつ「競争関係」を縮小解釈する方法を採っていることから、同項三号を形式的に適用することの不合理を考慮

した上での苦肉の策であったという〔③決定〕及び〔④判決〕に対する批判がそのまま妥当とする。そして、論者は、このことを理由に、「競争関係」に絞りをかけるのではなく、むしろ閲覧謄写によって得られる情報が競争関係に利用される虞があるか否かによって判断すべきであるという主観的要件必要説を展開する。⁽⁴⁶⁾さらに、この主観的要件必要説の立場からは、主観的意図推定説を採用する〔⑤決定〕や主観的要件不要説を修正する〔③決定〕及び〔④判決〕の判断について、いずれも技巧的にすぎないからと批判がなされており、〔③決定〕及び〔④判決〕の判断を踏襲した本決定にも同様の批判が妥当する。しかし、このような批判を加える論者も、その批判は主観的要件必要説においても妥当することを認ており、それは現在の会社法一二五条三項三号が合理性を欠く規定であるが故のことであり、実務において無用な混乱を避けるためにも、同号は早急に削除されるべきであると主張する。⁽⁴⁸⁾

このような状況の下、二〇一二年九月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」においては、その第三部第二「株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由」において、「第一二五条第三項三号……を削るものとす。」とされたため、少なくとも今後、会社法一二五条三項三号に関する学説の対立は生じないものと解される。従って、本決定の判断については、その理論構成上の問題よりもむしろ結論の部分において、〔③決定〕、〔④判決〕及び〔⑤決定〕と同様、株主に株主名簿の閲覧謄写請求を認めさせた点に意義を認めることができよう。

そのように理解した上で、敢えて理論上の問題に立ち入るとするならば、私見としては、以下の理由から、本決定が採用する主観的要件不要説を修正する立場は妥当であると解する。すなわち、これまでみてきた会社法一二五条三項三号に対する批判の中心は、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるという客観的事実の存在という形式的要件のみをもって会社に閲覧謄写請求の拒絶を認めてもよいかという点にあった。そして、多くの学説は、この点につき、同号にいう「競争関係」の存在だけを理由に会社が閲覧謄写を拒絶できると解することはできず、主

観的要件不要説には何ら合理的な根拠を見いだすことはできないと解してきた。しかし、本決定及びその前提となった〔③決定〕及び〔④判決〕の判断は、このような批判を十分に考慮しつつも、同号に明確に拒絶事由が定められている以上、文理解釈によらざるを得ないとの理解の下、「競争関係」とは「株主名簿に記載されている情報が競業者に知られることよって不利益を被るような性質、態様で営まれる」場合をいい、その場合にのみ会社は閲覧謄写の請求を拒絶しうると解するものであり、特段問題となる解釈方法とはいえないと思われる。そして、このように解するならば、主観的要件不要説を排除し立証責任の転換により妥当な解決を導こうとした〔⑤決定〕の判断は、その解釈方法に若干の無理があった（すなわち、技巧的であった）と解されることとなる。技巧性の程度により解釈方法の妥当性の是非を論ずることについてはなお議論の余地はあるが、より素直な解釈により結論を導くことができるという意味において、本決定の理論構成は妥当であると解する。

4 争点（四） 保全の必要性について

従来、会社が帳簿等の閲覧謄写請求を拒否した場合においては、本案訴訟としての閲覧謄写請求の提起がなされていたが、それでは緊急に閲覧謄写の必要がある場合には対応し得ないことから、現在では帳簿等の閲覧謄写請求は仮処分申請（民事保全法二三条二項）によりなされることが多い。仮処分により目的を達成した後には、本案訴訟の提起は考えられないことから、帳簿等の閲覧謄写請求における仮処分は極めて重要な意義を有する。⁽⁴⁹⁾そして、帳簿等の閲覧謄写請求の仮処分の場合には、それにより閲覧謄写請求を実現する満足の仮処分であり、また、原状回復が不可能な仮処分（閲覧謄写後において、閲覧謄写をしなかった状態に戻すことは不可能である。）という性質を有し、保全の必要性（仮処分によること）の緊急の必要性が嚴格に要求されると解されている。⁽⁵⁰⁾本決定は、「Xが、

Y株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失すること自体が、Xにとって『著しい損害』となるものと評価することができ、本件においては、Xに生ずる著しい損害を避けるため、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分命令の必要がある⁽⁵¹⁾として、保全の必要性を認めたものであり、その意義は、公開買付勧誘目的との関連においてXに生ずる損害を検討したこと、及び、それに基づいて保全の必要性を認めたことにある。

七 残された課題

会社法一二五条三項については、同項三号の他、同項一号及び二号の見直しが、「会社法制の見直しに関する中間試案」の段階から検討課題とされてきた。その理由は、同項一号及び二号についても、その制定経緯において、会社の企業機密に直結する会計帳簿の閲覧に関する会社法四三三条二項各号の拒絶事由をコピーしたものであり、全体として目的がずれており、その結果、会社法一二五条三項三号を削除しただけでは問題は十分に解決されないというものであった。⁽⁵²⁾ 同試案に対するパブリック・コメントにおいては、見直しに賛成する意見もあったものの、同項一号及び二号は株主名簿の閲覧請求が権利濫用にわたるものであってはならないことを規定したもので、見直しの必要はないとか、見直しを行うと閲覧の拒絶事由に当たるか否かの判断を行う会社の負担が増大するといった理由から反対意見が多数であったため、これらの見直しはなされなかった。

敵対的買収や委任状争奪戦が行われる場合、一般に買収会社と買収対象会社は競業関係にあることが多いことを考えると、仮に株主名簿から資本政策等が把握される場合があつたとしても、株主名簿の閲覧謄写請求を認めるメリットのほうが大きいと解される。この点、会社法一二五条三項の存在は、世界中の投資家に対し、わが国の会社法は委任状勧誘制度に敵対的であるというメッセージを送っているようなものだといった指摘もなされていること

(54) から、同項三号の削除を契機として、同条項ひいては株主名簿の閲覧謄写請求制度それ自体について、M & A 法制の整備の観点からも、より丁寧な議論がなされる必要がある。

〔付記〕 本稿は、平成二五年六月八日に開催された明治大学商法研究会における報告原稿に加筆・修正を加えたものである。同研究会においてご教示いただいた先生方に、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

なお、本稿の校正段階において、会社法二二五三条三項三号の削除案を含む「会社法の一部を改正する法律案」(第一八五回国会(臨時会)、平成二五年一月二九日提出)に接した。

注

- (1) 江頭憲治郎『株式会社法〔第四版〕』(有斐閣、二〇一一年)一九五頁。
- (2) なお、会社法二二五三条二項では、新たに、株主名簿の閲覧謄写請求を行う者は、その理由を明らかにしなければならぬことが義務づけられている。
- (3) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(六)』(有斐閣、一九八七年)(山口幸五郎)二〇二頁、前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点―古川電工事件を契機として―」商事一二〇号四頁、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第四版〕』(有斐閣、二〇〇五年)一八二頁等。
- (4) 評釈として、尾崎安央「判批」判タ九四八号二五頁等。
- (5) 評釈として、中村一彦「判批」金判八四二号五一頁等。
- (6) 評釈として、根田正樹「判批」税経通信四四卷九号二三四頁等。
- (7) 評釈として、平出慶通「判批」ジュリ九九二号一三九頁等。
- (8) 他方、会社の経営陣を批判する立場から発言権の強化のために株式を買い受けるべく全株主の住所・氏名を知るための

請求は正当な目的を有するとした裁判例(山形地判昭和六二・二・三判時一二三三三号一四一頁)もある。同事件に関する評釈として、倉沢康一郎「判批」ジュリ九〇一四一頁等。

- (9) 上柳ほか・前掲注(3)二〇一頁。
- (10) 大谷禎男「会社法改正作業の最近の動向について」(二・完)商事一九四号九頁。
- (11) これを肯定するものとして、前田・前掲注(3)五頁、木保由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事一七一〇号七八頁、前掲・東京高判昭和六二・一一・三〇等、否定するものとして、倉沢・前掲注(8)四一頁等がある。なお、肯定説においても、競業者による請求を拒絶事由とする旧商法、一九三条ノ七第二号(会社法四二三条三項三号に相当)を類推適用することは明確に否定されていた(平出・前掲注(7)一四二頁)。
- (12) 大谷・前掲注(10)九頁。
- (13) 相澤哲編著『二問一答・新・会社法(改訂版)』(商事法務、二〇〇九年)六三―六四頁。
- (14) 相澤・前掲注(13)六四頁。
- (15) 木保・前掲注(11)七七頁、荒谷裕子「株主名簿閲覧謄写請求権の拒絶事由をめぐる法的问题の考察」野田博・柴田和史『会社法の実践的課題』(法政大学現代法研究所、二〇一一年)二七頁。その他、情報流出の発覚により、会社が甚大な社会的ダメージを被ることもある。
- (16) 荒谷・前掲注(15)二七頁。
- (17) 荒谷・前掲注(15)二七頁、荒谷裕子「判批」金判一三三二二五頁、正井章彦「判批」金判一二九四号八頁。
- (18) 大隅健一郎・今井宏・小林量「新会社法概説(第二版)」(有斐閣、二〇一〇年)一〇九頁、荒谷・前掲注(15)二七頁。
- (19) 第四部・第三・一〇・(五)参照。
- (20) 第二部・第四・五・(五)参照。
- (21) 荒谷裕子「株主名簿の閲覧拒絶事由」『会社法判例百選(第二版)』(有斐閣、二〇一一年)三一頁、江頭憲治郎「会社法制定の理念と会社法制見直しの行方」ジュリ一四一四号九九頁。
- (22) 荒谷・前掲注(15)二六頁。
- (23) 荒谷・前掲注(15)二七頁、江頭・前掲注(1)一九六頁、久保大作「判批」ジュリ一三七六号二二三頁、鳥山恭一「判

- 批」法七六四五号一二九頁、正井・前掲注(17)六頁、若松亮「判批」判タ一二七九号六六頁等。なお、会計帳簿閲覧簿写請求の拒絶事由を定めた会社法四二三条二項三号についても、一律に競業者による閲覧簿写請求の拒絶を認めることに疑問を呈する立場として、中東正文「会計帳簿閲覧等の拒絶事由は、拒絶の自由を認めるものか?」金判一二七六号一頁。
- (24) 以下の学説・判例の整理は、荒谷・前掲注(15)二八頁以下を参照した。
- (25) 上柳ほか編『新版注釈会社法(九)』(有斐閣、一九八八年)〔和座一清〕二二三頁参照。旧商法二九七条ノ七第二号は、会社法四三三條二項三号と同様、会計帳簿の閲覧簿写を請求する者が、当該株式会社と実質的競争関係にある場合には、会社は同請求を拒絶することができる旨を規定する。その趣旨は、株主による会計帳簿の閲覧簿写の請求により、会社の秘密を探り、自己の営業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許せば、会社の利益を害することとなることから、これを未然に防止する必要がある点に求められる。その解釈については、通説である主観的要件不要説(旧商法二九三條ノ七第二号は会計帳簿の閲覧簿写を請求する者とその相手方である会社が実質的競争関係にあるという客観的要件のみを規定していることから、文理どおり請求者の主観的要件を不要とする説)や、主観的要件必要説(権利の不当な行使を許さないというのが旧商法二九三條ノ七の趣旨であるから、アメリカ法におけると同じく競争に利用する意図を有することと要件とする説)、主観的意図推定説(実質的競争関係にある者は競争に当該情報を利用する意図を有すると推定されることから、請求者においてその不存在を立証したときに限り正当な請求であると解する説)が唱えられてきた。
- (26) 若松・前掲注(23)六四頁は、この立場を採用する理由として、会社法二二五條三項三号の制定経緯が必ずしも明らかではない以上、同号は、閲覧簿写が不当請求であるか否かを要件とすることなく、競業者に対して閲覧簿写請求を拒絶する権利を会社側に付与したものと解釈せざるを得ないとする。
- (27) 前田・前掲注(3)五頁。
- (28) 評釈として、正井・前掲注(17)二頁、鳥山恭一「判批」法七六四一号一二二頁等。
- (29) 荒谷・前掲注(15)三一頁。
- (30) 鳥山・前掲注(28)一一二頁。
- (31) 評釈として、後掲注(38)の文献等。
- (32) 評釈として、大杉謙一「判批」ジュリ一四三六号一〇六頁、菊田秀雄「判批」金判一三六五号二頁、石井裕介「大盛工

- 業事件判決と実務上の留意点」商事一九一七号二一頁等。
- (33) 荒谷・前掲注(15)三五頁、大杉・前掲注(32)一〇八頁、菊田・前掲注(32)七頁。
- (34) 荒谷・前掲注(15)三五―三六頁。
- (35) 荒谷・前掲注(15)三六頁、菊田・前掲注(32)七頁。これは、後述C説(主観的要件必要説)からの批判である。
- (36) 大隅ほか・前掲注(18)一〇九頁、伊藤吉洋「判批」法学七三卷一号一八五頁、新谷勝「会社訴訟・仮処分の理論と実務(第二版)」(民事法研究会、二〇一一年)五七六頁、藩阿憲「判批」ジュリ一三七八号一八九頁、奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法二』(日本評論社、二〇一〇年)〔吉本健一〕一三六頁等。
- (37) 大隅ほか・前掲注(18)一〇九頁、江頭・前掲注(3)一九六頁。なお、旧商法の下で同様の立場をとるものとして、尾崎・前掲注(4)二六頁、平出・前掲注(7)一四二頁、上柳ほか・前掲注(25)一三三―一三四頁等。
- (38) 評釈として、鳥山・前掲注(23)一二九頁、新谷勝「判批」金判一二九七号六頁、弥永真生「判批」ジュリ一三六一号一四六頁、若松・前掲注(23)五九頁、藩・前掲注(36)一八六頁、荒谷・前掲注(17)二〇頁、久保・前掲注(23)一二三頁、清水円香「判批」リマックス三九号八六頁、新津和典「判批」商事一九四七号四四頁、吉川信將「判批」法学研究八二卷四号一五五頁、伊藤・前掲注(36)一七七頁等。
- (39) 鳥山・前掲注(23)一二九頁、清水・前掲注(38)八九頁、新津・前掲注(38)四八頁等。
- (40) 清水・前掲注(38)八九頁。
- (41) 鳥山・前掲注(23)一二九頁、正井・前掲注(17)六頁、荒谷・前掲注(15)三八―三九頁、菊田・前掲注(32)七頁等。
- (42) 弥永真生「判批」ジュリ一四五二号三頁。
- (43) 弥永・前掲注(42)三頁。
- (44) 弥永・前掲注(42)三頁。なお、名古屋高決平成二二・六・一六資料版商事法務三二六号一九八頁は、会社に対する金融商品取引法上の損害賠償請求訴訟において、その原告を募る目的は「株主又は債権者とその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」であり、また、議案に賛同する株主を募る目的は「株主の権利の確保又は行使に関する目的」であるとしており、本決定は、この立場とも整合的である。
- (45) 山下友信編『会社法コンメンタール三―株式(一)』(商事法務、二〇一三年)〔前田雅弘〕二九四頁。

- (46) 荒谷・前掲注(15) 三六頁、菊田・前掲注(32) 七頁。
(47) 荒谷・前掲注(15) 三九頁、弥永・前掲注(38) 一四七頁等。
(48) 荒谷・前掲注(15) 三九頁。
(49) 新谷・前掲注(38) 一二頁。
(50) 新谷・前掲注(28) 一二頁。なお、保全の必要性については、本案訴訟の確定判決まで待つては回復困難な損害が生じる虞があることを疎明しなければならぬが、会社仮処分については、多くの場合、差止仮処分であり、被保全権利について疎明がなされれば、保全の必要性も認められる。そして、被保全権利と保全の必要性との関係については、まず被保全権利について判断し、次いで保全の必要性について判断するという順序になる(新谷・前掲注(36) 五八頁参照)。
(51) 弥永・前掲注(42) 三頁。
(52) 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔VI・完〕」商事一九八〇号八頁。
(53) 坂本三郎ほか「『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する各界意見の分析〔下〕」商事一九六五号四七頁。
(54) 「法制審議会会社法制部会第八回会議議事録」(平成二二年二月二二日) 三〇頁〔田中発言〕。